

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第156号 平成25(2013)年8月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

第25回 愛知サマーセミナー2013に参加して

愛知県内の私立高等学校の先生・生徒等が中心となって、「みんなが先生、みんなが生徒」を合い言葉に開催された「愛知サマーセミナー」に、昨年に引き続いて参加しました。今回は、「**縄文から律令時代までの日本古代史**」（例会兼用）をテーマに講座を開きました。その状況は次のとおりでした。

1 日時等

日 時	平成25年7月14日（日）	
時 間	第3限（午後1時10分～2時30分）	第4限（午後2時50分～4時10分）
受 講 者	19名（会員7、高校生6、社会人6）	14名（会員7、高校生1、社会人7）
講座内容 ・講師	・縄文人も太平洋を横断した。 竹内 強 ・日本の原郷問題－高天原はどこか？－ 加藤勝美	・小野妹子は「遣唐使」として派遣された。 林 伸禧 ・聖徳太子の謎(スライド) 石田敬一

※3、4限の実受講者（会員7名、高校生7名、社会人8名）

2 講義の概要

「例会報告」のとおり。

3 講座を開催して（会長）

今年のサマーセミナーは7月13・14・15日の3日にわたり南山高校、南山大学を会場に開かれました。私たち「古田史学の会・東海」が講座を持つようになって4回目のセミナーになります。一人でも多くの人たちに古田史学を知ってもらいたい。若い世代の人たち特に高校生に学校で教えられる歴史だけが正しいと思っているのではなく、真の古代史を理解してもらいたい、年号を

丸暗記するのが歴史の勉強ではないこと知ってもらいたくて、講座を開設してきました。

昨年は古田武彦先生に講師をお願いして延べ150名を超える人の参加者で成功させることができましたが、今年は「東海」の会員が自分たちの研究、学習の成果を発表する場としました。合計4名が講師となり縄文時代から遣隋使・聖徳太子の時代をテーマとしスライドなどを使い発表しました。参加者は延べ30数名と多くはありませんでしたが、このうち高校生が7名参加してくれました。彼らは初めて聞く内容に戸惑いながらも興味を持ってくれたようです。

真夏の30度を超える暑さの中で開かれたサマーセミナーですが、来年もまた講座が開設できれば考えています。今回の反省を踏まえて来年はテーマをもう少ししぼってみてはどうかと思っています。例えば「三国志『魏志』倭人伝」について掘り下げてみる。また、空白の5世紀「倭の五王」の時代について多面的に見てみるのもおもしろいかもしれません。いずれにしてもこれから「東海の会」の皆さんとよく相談して早めの準備に取りかかりたいと思います。

「東海の古代」155号（平成25年7月）に引き続いて、「七支刀と『こうやの宮』の人形の考察」を掲載します。
1～6：「東海の古代」154号
7～9：「東海の古代」155号

七支刀と「こうやの宮」の人形の考察
その3
名古屋市 石田敬一

10

“七支刀と「こうやの宮」の人形の考察”その2において、七支刀の金象嵌銘文を次のとおり、推測しました。

〔表〕 泰始四年五月十六日丙午正陽造百練鋼七支刀生辟百兵宜供供侯王■■■■作
泰始四年五月十六日丙午の暑い正午に、何度も鋼を鍛練してこの七支刀を造る。出でて百兵を辟ける。誠に侯王にそなえ、ささぐのによろしい。■■■■作る。

〔裏〕 先世以来未有此刀百濟王世子奇生聖普故為倭王旨造傳示後世
先世以来、未だこのような刀は有らず。百濟

王の世子は奇しくも生まれながらの聖として
普く知れわたる。故に倭王の為に旨く造り、
後世に伝え示さん。

この七支刀の裏面に刻まれた金象嵌銘文にある「生まれながらの聖である世子」が、どの百濟王の幼少に該当するかを検討したところ、一人の王が該当しました。それは、第24代の東城王（在位：479年～501年）が、まだ世子であったころの末多王です。聖とは学徳があることで、書紀の記事により、末多王は聡明であり学があるとされ、また、『三国史記』の記事により、東城王は胆力すなわち精神力が優れており、聖に通じると、“その2”で示したところです。

そして、末多王が王位に就く前（～478年）にこの七支刀が造られたことを考慮すると、七支刀の〔表〕に陰刻された年号「泰始四年」は、468年である可能性が高いとしました。

この468年は、第21代の蓋鹵王（在位：455年～475年）の治世です。

蓋鹵王の治世は、百濟、新羅が同盟して高句麗に対抗するという関係にあった時代でした。高句麗の後ろ盾として北魏があり、北魏による宋への侵攻を牽制するため、宋は、倭と同様に百濟にも爵号を与え支援しました。しかし、475年に高句麗が百濟へ侵攻し、蓋鹵王は捕えられて処刑され、この蓋鹵王の死亡により、事実上、百濟は滅亡しました。

後を継いだ子の文周王は、熊津を都としましたが、その後も百濟は徐々に朝鮮半島の南西部に追いやられ、都はさらに南の泗泚へと移らざ

るを得ませんでした。このことは南朝の宋や倭の力をそがれたことを意味するでしょう。裏を返せば、これは高句麗と、その後押しをする北魏の力が増したことを表します。こうした北朝系の力が増すのと同時に南朝系の力が弱まる時代の経過途中にあたるのが、468年で、北朝系と南朝系が牽制し合っていた時代といつてよいでしょう。

こうした時代に蓋鹵王の孫にあたる末多王は、倭王に七支刀を贈ることで、倭とさらに強固な関係を築こうとしたのではないのでしょうか。

11

5世紀の半ばは、北朝、南朝と朝鮮半島の国々や倭とのそれぞれの関係は複雑です。

高句麗は、基本的に北朝の北魏に毎年のように朝貢していますが、455年には南朝の宋にも朝貢しています。その前後の中国史書の記述を確認します。

(1) 『魏書』高句麗伝

世祖時 釗曾孫璉始遣使者安東奉表貢方物
并請國諱 世祖嘉其誠款 詔下帝系名諱於其國
遣員外散騎侍郎李敖拜璉為都督遼海諸軍事
征東將軍 領護東夷中郎將 遼東郡開國公 高
句麗王 (中華書局版二十四史『魏書』2214頁)

世祖の太武帝(在位423～452年)の時、釗(第16代故國原王、在位:331～371年)の曾孫の璉(長寿王)は、使者安東を派遣し奉を表して方物を貢ぐことを始めた。并わせて国の諱を請うた。世祖は、その誠と款を嘉とし、其の国に帝系の名諱を下すよう詔をし、員外散騎侍郎の李敖を遣わして璉(長寿王)に都督遼海諸軍事、征東將軍、領護東夷中郎將、遼東郡開國公、高句麗王の称号を拝受させた。

(読み下しは筆者による。以下同じ。)

高句麗の長寿王は、北魏に貢献し都督に認められています。

(2) 『宋書』高句麗伝

十六年太祖欲北討 詔璉送馬璉獻馬八百匹
世祖孝建二年璉遣長史董騰 奉表慰國哀再周并

獻方物

大明三年又獻肅慎氏楛矢石柝 七年詔曰 使持節散騎常侍 督平營二州諸軍事 征東大將軍 高句麗王樂浪公 璉世事忠義 作藩海外 誠係本朝 志剪殘險 通譯沙表 克宣王猷宜加褒進 以旌純節 可車騎大將軍 開府儀同三司 持節常侍都督王公如故

太宗泰始 後廢帝元徽中 貢獻不絕

(中華書局版二十四史『宋書』2392頁)

十六年(439年)、太祖の文帝(在位424-453年)は北を討つことを欲し、璉(長寿王)に馬を送らせるよう詔し、璉は馬八百匹を献上す。

世祖の孝武帝(在位454-464年)の孝建二年(455年)、璉は長史の董騰を遣わし、奉表して国を慰め再周を哀れみ併せて方物を献上す。

大明三年(459年)、また肅慎氏が楛矢と石柝を献ず。七年(463年)、詔に曰く「使持節散騎常侍、督平營二州諸軍事、征東大將軍高句麗王、樂浪公とす。璉は、世に忠義を事とし藩を海外に作り誠を本朝に係ぐ。殘險(北魏)を剪さんと志し沙表(匈奴)に訳を通じ、克く王猷を宣ぶ。加褒を進んで宜べ、以て純節を旌わす。車騎大將軍、開府儀同三司を可とす。持節常侍都督、王公、故の如とす。」

太宗の泰始(465-471年)、後廢帝の元徽(473-477年)の中、貢獻は絶えず。

高句麗の長寿王は、南朝の宋にも貢献しています。そして宋からは開府儀同三司、すなわち三司と同じように開府することを許されるようになります。このように、長寿王は北朝、南朝ともに中国側と上手く関わってきたことが読み取れます。

(3) 『南史』高句麗伝

孝武孝建二年璉遣長史董騰奉表 慰國哀再周並獻方物 大明二年又獻肅慎氏楛矢石柝 七年詔進璉為車騎大將軍開府儀同三司 餘官並如故 明帝泰始後廢帝元徽中 貢獻不絕 歷齊並授爵位 百餘歲死

(中華書局版二十四史『南史』1971頁)

孝武の孝建二年(455年)、璉は長史の董騰

を派遣し上表を奉り、国を慰め再周を哀れみ並びに方物を献ず。

大明二年（458年）、又、肅慎氏が楛矢と石磐を献ず。

七年（463年）、詔を以て進んで璉を車騎大將軍、開府儀同三司と為し、その余の官位は旧来に並びとす。

明帝の泰始年間（465－471年）、後廢帝の元徽中、貢献は絶えず、歴代齊（479年－502年）は爵位を授けた。百余歳で死す。

(1)のとおり、高句麗の長寿王は、北朝の北魏に対して貢献し称号を授かったのはもちろんのこと、(2)や(3)のとおり南朝の宋や齊に対しても貢献を続け、百濟や倭より高い官職、爵位を授かっています。高句麗は、北魏にとって重要な国であるだけでなく、宋にとっても北朝に対する重要な抑止力として位置づけられていたことがうかがわれます。

これに対して、百濟はどのように中国側と関わっているのでしょうか。

(4) 『宋書』百濟伝

世祖大明元年遣使求除授詔許

二年慶遣使上表曰 臣國累葉 偏受殊恩 文武良輔 世蒙朝爵 行冠軍將軍右賢王餘紀等十一人 忠勤宜在顯進 伏願垂愍 並聽賜除

仍以行冠軍將軍右賢王餘紀為冠軍將軍 以行征虜將軍左賢王餘昆 行征虜將軍餘暉並為征虜將軍 以行輔國將軍餘都 餘又並為輔國將軍 以行龍驤將軍沐衿 餘爵並為龍驤將軍 以行寧朔將軍餘流 麋貴並為寧朔將軍 以行建武將軍于西 餘婁並為建武將軍

太宗泰始七年又遣使貢獻

(中華書局版二十四史『宋書』2394頁)

世祖の大明元年（457年）、遣使が叙爵の拝受を求め、詔で勅許す。

二年（458年）、慶（第21代蓋鹵王、在位：455～475年）は遣使に上表させて曰く「臣の国は代々、偏^{もつぱ}殊恩を受け、文武を良く輔^{たす}け、世々朝爵を蒙^{こうむ}る。行冠軍將軍右賢王の余紀ら十一人、忠勤宜しく顯進在り。伏して頭を垂れ哀願す」その願いを聴き除爵を賜る。

よって、行冠軍將軍右賢王の余紀を冠軍將軍

とし、行征虜將軍左賢王の余昆と行征虜將軍の余暉をともに征虜將軍とす。行輔國將軍の余都と余又は輔國將軍とす。行龍驤將軍の沐衿と余爵を龍驤將軍とす。行寧朔將軍の余流と麋貴を寧朔將軍とす。行建武將軍の于西と余婁を建武將軍とす。

太宗泰始七年（471年）、また遣使が貢獻す。

(5) 『南史』百濟伝

二十七年毗上書獻方物 私假臺使馮野夫西河太守 表求易林式占腰弩 文帝並與之

毗死子慶代立

孝武大明元年遣使求除授詔許之 二年慶遣上表言 行冠軍將軍 右賢王餘紀十一人忠勤 並求顯進 於是詔並加優進 明帝泰始七年又遣使貢獻

慶死立子牟都 都死立子牟大

齊永明中 除大都督百濟諸軍事 鎮東大將軍 百濟王 (中華書局版二十四史『南史』1972頁)

元嘉二十七年（450年）、毗（第20代毗有王、在位：427～455年）が上書し方物を献す。私假臺使の馮野夫西河太守が、易林、式占、腰弩を上表して求む。文帝これをすべて与えた。

毗が死に子の慶（第21代蓋鹵王、在位：455～475年）が代立す。

孝武の大明元年（457年）、遣使が除授を求め、詔でこれを許す。二年（458年）、慶が上表を遣り、行冠軍將軍右賢王の余紀ら十一人は忠勤であると言い、並べて顯進を求めた。ここに於いて詔で並べて優進させ加爵した。

明帝の泰始七年（471年）、また遣使が貢獻す。

慶が死に子の牟都（第22代文周王、在位：475～477年）が立つ。牟都が死に子の牟大（第24代東城王、在位：479～501年）が立つ。

齊の永明中（483～493年）、大都督百濟諸軍事、鎮東大將軍、百濟王に除爵す。

(4)、(5)のとおり、百濟は、宋（420～479年）に続いて、齊（479～502年）の時代においても、貢献し、永明の時代には都督に任じられています。また、次の(6)のとおり、百濟は472年に北魏への遣使を始め、高句麗

を北魏が討伐するように願い出ましたが叶わず、その際には叙爵を賜ることはなかったようです。

(6) 『魏書』百濟伝

延興二年其王餘慶始遣使 上表曰 臣建國東
極豺狼隔路 雖世承靈化 莫由奉藩 瞻望雲闕
馳情罔極 涼風微應 伏惟皇帝陛下協和天休
不勝係仰之情

(中華書局版二十四史『魏書』2217頁)

延興二年(472年)、王の余慶(第21代蓋鹵王)が(北魏への)遣使を始める。上表させて曰く「臣は東極に建国す。山犬や狼(高句麗)が道を隔て、世々王化を継承するも藩を奉ずるに由ること莫き。雲の闕(北魏の王宮)を敬い望み、馳せたい情が極まるも、涼風に微かに応じるのみ。伏して唯ひたすら皇帝陛下(孝文帝)の天恵に協和し、係る仰慕の情に勝てず。」

七支刀の「泰■四年」が468年であるとするれば、百濟が北魏に遣使を送ったのは、その直後であったこととなります。その背景には、455年に高句麗が百濟へ侵攻し、高句麗と百濟は緊迫した状況にあり、百濟としては北魏の力添えにより、高句麗の南下をなんとか食い止められないかとする思いがあったと考えられます。ただ、実際のところ、北魏は高句麗に実効的な対応を行っていません。

この頃、百濟と新羅、百濟と倭は、それぞれ緊密な関係にあり、455年の侵攻で百濟を救ったのは、新羅でした。一方で、倭は、高句麗に対して百濟と新羅が同盟して対抗している状況でありながら、新羅に侵攻しており、倭の五王の時代には新羅を配下においていたようです。このように三国は、複雑な関係にはありましたが、対高句麗という点では一致していたようです。

こうした中で、百濟は、倭の強い後押しが必要であったと推察されます。そこで倭国の力を借りて高句麗の侵攻に対抗するように願い、倭王にこの七支刀を贈ったのでしょう。

(7) 『宋書』倭國伝

倭は、宋に対して百濟を含んで將軍の官位を求めるという立場です。倭王珍は、使持節都督、

倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭國王を自稱しますが、安東將軍倭國王に任命されます。倭王濟は、使持節都督・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六國諸軍事に認められ、倭王武は、百濟を含む七國諸軍事を自称しますが、これを宋は新羅を含むものの百濟は除き濟の官位と同様の六國諸軍事にとどめます。

百濟は、中国に古くから貢献しており、倭王讚が宋に朝貢した421年の前年に鎮東將軍から鎮東大將軍に昇任されおり、宋は、倭に対して、官位を与える際には百濟を除かざるを得ないでしょう。

倭國在高驪東南大海中世修貢職 高祖永初二年詔曰倭讚萬里修貢遠誠宜甄可賜除授

(以下5記事、中華書局版二十四史『宋書』2394~2395頁)

倭國は高驪東南の大海の中に在り、世々貢職を修む。高祖永初二年(421年)、詔して曰く「倭讚、萬里貢を修む。遠誠宜しく甄すべく、除授を賜う可し」

太祖元嘉二年讚又遣司馬曹達奉表獻方物

讚死弟珍立 遣使貢獻 自稱使持節都督倭百濟新羅 任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王表求除正 詔除安東將軍倭國王

珍又求除正倭隋等十三人平西征虜冠軍輔國將軍號 詔竝聽

太祖元嘉二年(425年)、讚、又、司馬曹達を遣し表を奉り方物を獻ず。

讚死して、弟、珍立つ。使を遣し貢獻す。使持節都督、倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭國王を自稱し、表して除正を求む。詔して安東將軍、倭國王に除す。珍、又、倭隋等十三人を平西、征虜、冠軍、輔國將軍の號に除正を求む。詔して竝びに聽す。

二十年倭國王濟遣使奉獻 復以為安東將軍倭國王 二十八年加使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事 安東將軍如故 并除所上二十三人軍郡

元嘉二十年(443年)、倭國王濟の遣使が奉じ貢獻す。再び安東將軍、倭國王とす。

元嘉二十八年（451年）、使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を旧来の如く安東將軍に加叙し、併せて上の所の二十三人を將軍や郡太守に除す。

濟死 世子興遣使貢獻

世祖大明六年詔曰 倭王世子興 奕世載忠 作藩外海 稟化寧境 恭修貢職 新嗣邊業 宜授爵號 可安東將軍倭國王

濟が死に、世子興が遣使を以て貢獻す。

世祖の大明六年（462年）、詔に曰く「倭王の世子興、奕世（代々）忠を掲げ、外海に藩を作り、王化を受けて境を安寧（安定）し、うやうやしく貢職を修め、新たに邊業を嗣ぐ。宜しく爵号を授け、安東將軍、倭國王にすべし。」

興死弟武立 自稱使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事 安東大將軍倭國王

興が死に、弟の武が立ち、使持節、都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七國諸軍事、安東大將軍、倭國王を自稱す。

南北朝時代は、北朝の北魏と南朝の宋が対立する状況にあり、その中で高句麗の長寿王は、その対立をうまく利用して、両国の冊封を受けました。中国との関係が安定したことを背景に、高句麗は朝鮮半島を南下し百濟や新羅に侵攻したと思われます。

これに対して、倭國も朝鮮半島南部を配下に治めていたことがわかります。

南朝の立場からは、高句麗、百濟、倭國はともに冊封した国であり、高句麗による百濟侵攻について傍観する状況であり、倭國も積極的に百濟を助けようとする関係ではなく、むしろ配下におこうとしていたようです。

こうした中で、百濟は、南朝に通じるとともに新羅との羅濟同盟により高句麗に対抗する外交政策を維持しました。

12

次表に示したとおり、前後に記述される中国の年号である、正始四年^Aや泰始二年^Bに従うと、神功五十二年は、西暦252年に相当しま

す。

しかし、通説では、こうした中国の年号については無視し、百濟王の記事^Cを重視して、神功五十二年を120年遅らせて、西暦372年に該当すると解釈します。そして西暦369年に百濟王の太子が作った七支刀は、3年後に百濟から倭にもたらされたとされます。とすると、七支刀を製作した当時の百濟は、第13代近肖古王（在位：346～375年）の治世であり、その太子は近仇首王（在位：375～384年）であることとなります。

しかし、神功紀には、肖古王と記述され、その太子は貴須王と記述されています。肖古王という名は、第13代だけでなく第5代もそうです。また、第5代肖古王の太子は、第6代の仇首王（在位：214～234年）であり、第13代近肖古王の太子は、第14代の近仇首王（在位：375～384年）であり、第5代も第13代の太子も、ともに貴須王です。

神功 治世	神功紀の記事	西 暦	
		書紀編者	通説
39	明帝景初三年	239	
40	正始元年	240	^A
43	正始四年	243	
52	七枝刀（泰■四年）	252	372
55	百濟肖古王薨	214	375 近肖古
56	王子貴須立爲王	214	375 仇首
64	百濟國貴須王薨 王子枕流王立爲王	234	384 ^C
65	百濟枕流王薨 王子阿花年少 叔父辰斯奪立爲王		385
66	晉武帝泰初二年	266 泰始二	367 太和二 ^B

したがって、神功紀の貴須王は、第5代の肖古王（在位：166～214年）か、又は同名の王の区別の為に「近」の文字が用いられている第13代の近肖古王（在位：346～375年）か、どちらが、より妥当であるかということになります。

問題は、神功紀の記事の上表のとおり、神功四十三年の「正始四年」と神功六十六年の「晉武帝泰初二年」の23年間に、なぜ書紀編者は、七支刀の記事とともに、百済の肖古王、貴須王、さらには、枕流王、王子阿花、辰斯王の記事を挿入したのかということにつきます。

第13代の近肖古王は、正始四年（243年）よりも1世紀以上も隔たりがある新しい時代の王です。続いて神功六十四年の枕流王（在位：384～385年）、神功六十五年の辰斯王（在位：385～392年）や阿莘王（在位：392～405年）に関する記事があり、明らかに4世紀のことを記述しています。書紀編者が正始四年の記事の次に、枕流王を初めとする4世紀の百済王の記事を挿入していることから、神功五十五年の肖古王崩御の記事を、第13代近肖古王のこととする説にも一理あるとは思いますが、なぜ、明らかに時代に隔たりがある記事を挿入したのでしょうか。

通説に従った場合、神功四十三年と五十二年の9年間の差が129年の差になってしまいます。なぜ書紀編者が神功皇后紀に「七支刀」の記事を当てはめたのか、これでは説明できません。もし、七支刀に「泰和」と刻まれ、そして、書紀編者がそのことを知りながら、神功紀に七支刀の記事を当てはめたするならば、こうした記事の挿入は、なおさら考えられません。「泰和二年（太和二年）」は西暦367年ですから、神功皇后の時代ではなく応神天皇以降の記事に当てはめるでしょう。

一方で、この肖古王について、三世紀の第5代の肖古王であるとして挿入した場合はどうでしょうか。第5代の肖古王は、正始四年（243年）よりも古い時代の王（在位：166～214年）ですが、書紀編者は、『古事記』の記述と同じ伝承をもって、肖古王の崩御を正始四年よりも後にしたと考えられます。『古事記』の応神記には、次のとおり、照古王の使者が横刀と大鏡を献上

した記事があります。

亦百濟國主照古王 以牡馬壹疋牝馬壹疋 付阿知吉師以貢上 此阿知吉師者阿直史等之祖 亦貢上横刀及大鏡 (『古事記』 応神記)

また、百済国主の照古王は、牡馬一匹、雌馬一匹を阿知吉師につけ献上す。此阿知吉師は阿直史等の祖。また横刀及び大鏡を貢上す。

書記編者は、応神記にある照古王と横刀のこの記事から、照古王を肖古王、横刀を七支刀にあたるものとして、神功紀五十二年と応神紀十五年において、次のとおり記述したのではないかと考えられます。

五十二年秋九月丁卯朔丙子久氏等從千熊長詣之 則獻七支刀一口七子鏡一面及種種重寶

(神功撰政五十二年秋九月條)

五十二年の秋九月の丁卯の朔丙子に、久氏は千熊長彦に従ひて詣り、則ち七支刀一口七子鏡一面、及び種種の重寶を獻る

十五年秋八月壬戌朔丁卯 百濟王遣阿直伎 貢良馬二匹 (応神十五年條)

十五年秋八月、壬戌朔の丁卯に、百済王は阿直岐を遣わし良馬二匹を貢ぐ。

私は、応神記の記事と、書紀の神武五十二年や応神十五年の記事とは、異なった内容であると考えていますが、書紀編者は同じ内容として記述しているのだと思います。

つまり、書記編者は、これらの『古事記』の記述と同様に、肖古王の治世は、第14代仲哀天皇より後の時代にあたと認識しているでしょう。したがって、少なくとも仲哀天皇より後の時代、神功撰政の時代に、肖古王が崩御したと考えて、神功四十三年の正始四年より後の、神功五十五年肖古王の崩御を挿入したと考えられます。

いずれにしても神功紀は、書記編者の時代認識に混乱がありますが、書記編者は、神功皇后を卑弥呼に比定したことは間違いないでしょうから、神功紀は3世紀のことでなければなりません。事実、神功紀に出てくる中国の年号は3

世紀の年号です。この「七支刀」の記事が、神功皇后の時代すなわち卑弥呼・壹與の時代であるとしたのは、“その2”でも示したとおり、神功紀六十六年に引用される『晋書』起居註に泰始二年に倭の女王の使者が朝貢したとの記述があることからです。

晋起居注云武帝泰初二年十月倭女王遣重貢獻

(神功撰政六十六年條)

この「泰初」については、次に示した『晋書』の記事のとおり、倭の女王が「泰始」初年に入貢し、二年にも倭人が晋に方物を献上したことから、「泰始」の年号であると認められます。そこで、女王の卑弥呼・壹與の時代に設定したと考えられます。

其女王遣使 …… 泰始初遣使重譯入貢

(中華書局版二十四史『晋書』2536頁)

泰始二年十一月己卯倭人來獻方物

(中華書局版二十四史『晋書』55頁)

つまり、神功紀六十六年の「泰初」の記事は、西晋の年号である「泰始」(266年)のこととして記述されています。これは多くの学者が認めるところです。

では、なぜ『日本書紀』の編者は、神功紀に、年数が後先になってしまうことを承知の上で、神功五十五年の「百濟肖古王薨」の記事以前に「七支刀」の記事をおいたのでしょうか。それは、先に示したように、応神記に、肖古王(照古王)が七支刀(横刀)を貢上した記事があり、肖古王が七支刀を贈ったのは肖古王の生前のことですから、書紀編者は、肖古王が亡くなる前の時期に「七支刀」の記事を当てはめたのだと思います。

さらに、注意すべきことがあります。神功五十二年の七支刀の金象嵌銘文に「泰始四年」と陰刻されていたとすれば、神功六十六年の記事の年号「泰始二年」とは、時期が後先になってしまいます。そこで、書紀編者は、「泰始二年」を「泰初二年」に故意に変えて、その時期の齟齬が一見わからないように記述したのだと思われます。このように考えれば、神功撰政の記事の混乱の意味がわかります。

私は、書紀編者が、七支刀に刻まれた金象嵌銘

文の年号が「泰始」であったことを承知していた可能性が高いと思います。

つまり、七支刀の年号が「泰始」と陰刻されていたからこそ、それは、西晋の元号の「泰始」(265~274年)であるとして、「七支刀」の記事を卑弥呼の時代にあてはめるとともに、肖古王が亡くなる前の時期、神功五十二年に「七支刀」の記事を挿入し、さらに神功六十六年の年号を「泰始」から「泰初」に書き換えたということです。

仮に、七支刀に「泰和」と陰刻されていたと書紀編者が承知していたならば、泰和の年号は、存在しませんから、神功紀に「七支刀」の記事を当てはめることができなかつたはずで、また、「泰■」として年号が認められなかつた場合も、年号が不明ですから、やはり、神功紀に「七支刀」の記事を当てはめることができなかつたはずで、むしろ、『古事記』の記述にあるように、「貢良馬二匹」の記事と一緒に、応神紀の十五年に記述し、神功紀から百濟王の生死の記事を削除したはずで、

『晋書』には、どこにも年号「泰和」は、記述されていません。すべて正式な年号である「太和」と記述されています。『晋書』に年号「泰和」が全く記述されていないことを重視すれば、「太和」を「泰和」に書き換えて、七支刀に陰刻したとする主張は妥当ではないように思います。

私は、文字どおり「泰」から始まる年号「泰始」と考えた方が素直だと考えます。

(つづく)

飛鳥淨御原宮と天皇の称号

(薬師寺は九州王朝が建立)

名古屋市 佐藤章司

1. はじめに

天武天皇(天淳中原瀛真人天皇)の真人は、九

州王朝で臣下の各付けをした八色の姓^{やくさ かばね}*1でのナンバーワンであり、最高権力者ではない。

また、「飛鳥浄御原宮」、「天皇」を検証したところ、薬師寺は九州王朝の新益京に建立した寺であり、平城京遷都とともに現在地に移築されたとの結論を得たので報告する。

2、飛鳥浄御原宮とは

『日本書紀』天武天皇2年2月27日条
 天皇命有司……即帝位於飛鳥浄御原宮
 天皇は有司に命じて……飛鳥浄御原宮で即位の儀をされた。

このことから、「飛鳥浄御原宮」の宮室に居住している人物は、通説では、天武天皇とされている。「飛鳥浄御原宮」の使用例は、表1のとおりであり、このうち、

- ②那須国造碑文
- ④小野毛人墓誌銘文
- ⑥薬師寺東塔擦銘文

で真偽を検証したところ、「飛鳥浄御原宮」に居住している人物は、九州王朝の天皇であった。

表1 飛鳥浄御原大宮の使用例一覧表

	文 献	名 称
①	『古事記』序文	飛鳥清原大宮 御大八州天皇
②	那須国造碑文	飛鳥浄御原大宮
③	『日本書紀』天武紀	飛鳥浄御原宮
④	小野毛人墓誌銘文	飛鳥浄御原宮 治天下天皇
⑤	『万葉集』卷二 167番歌	飛鳥之浄之宮
⑥	薬師寺東塔擦銘 ^{さつめい}	清原宮驅宇天皇

3、天皇の称号

「天皇」表記のある金石文(表2)と『日本書紀』記述の「天皇」を検証したところ、

「天皇の称号は九州王朝から始まり、701年の九州王朝の滅亡と大和朝廷の樹立によって、「天皇」称号は九州王朝から引き継ぎ、文武天皇から始まった。」

との結論を得た。

表2 「天皇」表記のある金石文

	金 石 文
①	小野毛人墓誌銘文
②	野中寺弥勒菩薩立像台座銘文
③	薬師寺東塔擦銘文

4、検証

(1) 那須国造碑文

那須国造碑は、栃木県大田原市にある石碑であり、延宝4年(1676年)僧円順により発見され、1952年に国宝に指定された。石碑には19字×8行=152字の碑文が刻まれており、その碑文は次のとおりである。

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造
 追大壹那須直韋提評督被賜歲次庚子年正月
 二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘偲云尔
 仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳
 照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以
 曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之
 子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
 助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固
 永昌元年(六八九、持統三年)己丑四月、
 飛鳥浄御原大宮より那須国造・追大壹を、那須
 直・韋提評督(は)賜わる。
 歲次庚子年(七〇〇、文武四年)正月二壬子日、
 辰節、殄^{みま}かる。

*1 八色の姓は、筑紫の倭国から発布された制度である。
 古田武彦著『人麿の運命』(初版:1994年3月、原書房)259~265頁参照

故に意斯麻呂等、碑を立て、銘して偲びて云う
ことしあり。—以下略—

（『古代は輝いていた』Ⅲ*1、322頁）

（●のルビは筆者が加筆、以下同じ）

- ①、唐の則天武後の年号である「永昌元年（689年）」を石碑の先頭に刻した碑文が何故、関東の地である栃木県の一角にあるのかという疑問が生ずる。

年号のある地域或いは国は、その年号を制定した権力者からの支配や規制を受けている。この道理からすれば、この時間帯のこの関東の一角は唐の支配化にあるということになる。だが、本当にそうになっていたのか。

永昌元年は689年で、『日本書紀』の持統天皇3年にあたり、飛鳥浄御原大宮で統治していた天皇は、通説では持統天皇とされているが、九州王朝の天^{あまのすめろぎ}皇であると考えられる。

それを証明するものが九州王朝の制度である評督であり、九州王朝の冠位制度の追大壹である。「評と冠位」*2については、拙著「九州王朝の『評と冠位』考」を参照されたい。

那須直韋提は、九州王朝の飛鳥浄御原宮の天皇から称号（国造）と冠位（追大壹）を授与された。この称号や冠位の授与は、最高権力者から渡されるものである。この関東の地は、則天武后と飛鳥浄御原大宮で統治する九州王朝の天^{あまのすめろぎ}皇の二人の権力者によって支配されている。名目的な支配者の則天武后と、その代理でもあり実質の支配者である九州王朝の「スメロギ」である。

碑文の「永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮」はこのように考えられる。でなければ、偽作か、通説の「那須韋提並びにその後継者の意斯麻呂等は渡来人」説であるが、そのように考える理由などどこにも無い。

- ② 『旧唐書』倭国伝・日本国伝によれば、この関東は、未だ日本国（大和王朝）に統治されていない様相を示している。碑文の「那須

直韋提評督」の評督は、九州王朝の制度であり、700年まで続いている。大宝元年の701年からが大和朝廷の発足である。飛鳥浄御原大宮に居住している天皇から「国造と追大壹」の称号と冠位を授与され、評督から国造と昇進と栄達（郡から国といった規模の支配者へ昇進し、里⇒評⇒国）を得て、それを祝して石碑が建立されたのである。

この授与の背後には、百濟救援のために参戦し死亡したか、消息を絶った下毛野国の最高権力者に代わって、評督であった那須直韋提が国造になったのである。

大和朝廷によるこの地の支配は『続日本紀』によれば、和銅2年（709年）以降のことである。この石碑の建立時点で、下毛野国は持統天皇の大和からの支配を受けていない。

- ③ 永昌元年が刻まれている理由は、倭国が唐の支配を受け入れることとなったので、捕虜となった筑紫君薩野馬を解放したと推論する。以下その推論理由は次のとおりである。

咸亨元年（670年）使を遣わせて高麗を平定することを賀す（『新唐書』列伝145、東夷—日本伝）

これは、『日本書紀』や『旧唐書』の倭国伝、日本国伝に記載がなく、初見である。

希薄であった倭国と唐の間の外交内容からいっても、隋時代からの外交からいっても、これに先立ち、唐による百濟滅亡や白村江の海戦があり、脅威に感じこそすれ、「高麗の平定（高句麗の滅亡は668年）」を祝賀することはないであろうと思うのだが、この時の朝貢意図は、百濟滅亡時や白村江の海戦での行方不明者等の把握にあったのではなかろうか。

この朝貢の翌年、天智天皇10年（671年）11月には、唐の捕虜になった筑紫君薩野馬・沙門道久らが、唐の使者の郭務悰等の水先案内人の役割を担って筑紫に帰還している。

また、『唐会要』倭国伝でも

*1 『古代は輝いていた—法隆寺の中の九州王朝—』Ⅲ：古田武彦著、初版（昭和60年4月、朝日新聞社）

*2 「九州王朝の『評と冠位』考」：『東海の古代』150号、2013年2月

咸亨元年(670年)三月、遺使が高麗の平定を賀し、以後は続いて朝賀に来る。

(『唐会要』巻99、倭国伝)

と記している。この『唐会要』は、倭国と日本国をきっちりと書き分けていて、倭国のこととしているから、これは倭国すなわち九州王朝からの朝貢で間違いなからう。

天智天皇9年(670年)前後には、『日本書紀』に「高麗の平定(高句麗の滅亡668年)を祝賀する」旨の遣唐使の派遣や「筑紫君薩野馬」解放等の唐との外交交渉の記事の記載がないが、『日本書紀』編纂者が知らなかったことではなくて、「九州王朝存在の隠蔽」のため、これらに関連する記事は、カットしたのであろう。

以後、九州王朝の支配地で唐の支配を受けることとなったことを「那須国造碑」は証言している。

(2) 小野毛人墓誌銘文

小野毛人墓誌銘の金銅製の銘版は、江戸時代の慶長18年(1613年)11月、現京都市左京区高野の天王山から出土し、崇道神社で保管されている。

其の銘文には

<表> 飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上

<裏> 小野毛人朝臣之墓營造歳次丁丑年十二月上旬即葬

<表> 飛鳥の淨御原の宮に天の下を治らしし天皇、朝に御し、太政官、兼刑部大卿位、大錦上に任ぜらる。

<裏> 小野の毛入朝臣之墓。营造、歳次丁丑年上旬、即葬る。

(『なかつたー真実の歴史学ー』第6号*1、1・2頁)

と、刻印されている。以下はその銘文の検証結果である。

① 「飛鳥淨御原宮治天下天皇」は『日本書紀』

では天武天皇のこととしているが、前項「(1) 那須国造碑文」の分析から天武天皇を指さず、倭国すなわち九州王朝の天皇である。

② 又、「八色の姓」は、天武13年(684年)冬10月1日の制定「八色の姓」で記すと

「真人・朝臣・宿禰・忌寸・
道師・臣・連・稻置」

であるが、小野毛人朝臣の死亡年の歳次丁丑年は天武6年にあたり西暦では677年となり、矛盾する。

このことから、八色の姓は、大和王朝の制定した制度ではなく、九州王朝が制定したものと成ろう。

又、大錦上小野毛人朝臣の冠位である「大錦上」は、天智3年(664年)春2月9日冠位の階名を増加して変更し、26階とした。その中に大錦上がある。この階名を記すと

「大織・小織・
大縫・小縫・
大紫・小紫・
大錦上・大錦中・大錦下・
小錦上・小錦中・小錦下・
大山上・大山中・大山下・
小山上・小山中・小山下・
大乙上・大乙中・大乙下・
小乙上・小乙中・小乙下・
大建・小建」

である。この冠位は、『隋書』倭国伝に記述されている冠位十二階から天武14年の諸王十二階位、諸王以外の四十八階位の冠位制度まで、大和王朝ではなく、九州王朝の制定した制度であると考えられる。大和王朝では701年に新政権を樹立し、大宝律令で始めて「官名と位号」の制度を制定したのである。

③ 金石文での「天皇」表記はこの「小野毛人墓誌銘文」が示すように、九州王朝が天皇の称号を名乗ったこととなり、小野毛人朝臣は九州王朝の臣下であったということになる。

*1 『なかつたー真実の歴史学ー』第6号：古田武彦直接編集、2009年7月、ミネルヴァ書房

(3) 野中寺弥勒像台座銘文

丙寅年四月大旧八日癸卯開記栢寺知識之等詣
●●●●
中宮天皇大御身勞坐之時誓願之奉弥勒御像也友
●●●●
等人数一百十八是依六道四生人等此教可相之也
ひのえとら みずのとうひらく
丙寅年四月大旧八日癸卯開に記す。
かや おおみみいたずま
栢寺の知識等、中宮天皇の大御身勞き坐しし時
いた
に詣り、誓願し奉る弥勒の御像也。
これよ
友等人数一百十八、是に依りて、六道の四生
みちび
の人等を、此の教に相く可き也。

『日本の古代』14*1、481頁

銘文の中の丙寅年は、666年にあたり『日本書紀』では天智5年にあたる。この銘文の666年は中宮天皇が統治した時代となるが、『日本書紀』には、この中宮天皇の記述はない。『旧唐書』によれば、700年まで倭国、すなわち九州王朝の時代であり、天皇の称号は九州王朝の最高権力者を指し、中宮天皇は、天智天皇の母親の斉明天皇ではないという認識が必要である。

この像の造仏理由となった中宮天皇の心勞(身勞)原因は、百濟救援の際の敗戦、多数の行方不明者の存在、筑紫君薩野馬の不明などである。これが咸亨元年(670年)の遣唐使となった。

洞田一典氏著「野中寺弥勒像が明かす古代の真実」(『東海の古代』第152号、平成25年4月)の次の論点は成立しないと考える。

「斉明天皇の死亡年を『日本書紀』斉明7年秋7月24日、朝倉宮で崩御した記事を否定し、実はこの時、斉明天皇は未だ生きていたとし、丙寅年(666年)に祈願も空しく崩御し、天智5年、間人皇女墓に合葬した。これが天智天皇の称制期間の7年間存在理由である。」

(4) 薬師寺東塔擦銘文

奈良薬師寺の東塔屋根の上に突き出した擦管に、次のような銘文が刻まれている。その銘文について検証する。

●●●●
維清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歳建子之月以

●●●●
中宮不念創此伽藍而鋪金未 龍駕騰仙大上天皇
奉還前緒 成斯業 照先皇之弘誓光後帝之玄功
道濟郡 生業傳曠切式於高躅敢勒貞金
●●●●
維れ、清原宮に 馭宇 しし天皇の即位の八年、
あめのしたしるしめ
庚辰の歳、建子の月、
中宮の不念を以て、此の伽藍を創む。
●●●●
而れども金を鋪くこと未だ遂げざるに、龍駕騰仙
りようがとうせん
す。—以下略—

『薬師寺白鳳伽藍の謎を解く』*2、49・50頁

銘文の核心に「天皇」の表記があるが、庚辰之歳(680年)には、天武天皇は天皇を名乗ることはなく、九州王朝配下の大王で八色の姓の最上位の真人であった。とすれば、擦管に記す天皇は九州王朝の天皇である。

また、『日本書紀』天武9年11月癸未(12日)条、

皇后が病気になる。皇后のために誓願し、薬師寺を建立することになり百人の僧を得度させたところ、病氣は平癒された。(天武9年條)

と比較すると、擦管の銘には天皇の即位8年建子之月とあり、天武9年と即位8年の違いを見せている。

「壬申の乱」は九州王朝の大乱であって天武の即位年には関係しないし、天武天皇の「天皇」は虚構であって、そもそも天武即位など存在しないのだ。

(5) 『日本書紀』での天皇記述文

●●●●
① 天皇、阿礼奴跪を遣はして、来りて女郎を索はしむ。(雄略5年條『百濟新撰』所引)

●●●●
② 日本の天皇・太子・皇子皆死んでしまった。(継体25年條『百濟本紀』所引)

●●●●
③ 東の天皇、敬みて西の皇帝に申しあげます。(継体16年9月條)

以上、①から③の記事の真偽は詳細の検証が必要であるが、『日本書紀』編纂者はこれら

*1 『日本の古代』14：岸俊男編、昭和63年3月、中央公論社

*2 『薬師寺白鳳伽藍の謎を解く』：2008年5月、白鳳文化研究会編、富山房インターナショナル

の3点を記述したのは天皇の称号は、大和王朝で始まったとするための改編である。

- ④ 持統3年(689年)春正月辛未(18日)に天皇、吉野宮に幸す。甲戌(21日)に天皇、吉野宮より至します。(持統3年條)

この記事を始め『日本書紀』持統紀に記す31回の吉野行幸は、34年遡った白村江の戦いを前にした九州王朝の天子の九州肥前(佐賀)に結集した水軍の軍事視察である。*1及び、斉明2年(656年)

「…また、吉野宮を造営された。」

(斉明2年是年條)

との記述から、持統紀にも

- ・九州王朝の天子(天皇)の斉明天皇
- ・大和王朝の大王

の二人の人格が重なって記述されている。

- ⑤ 天武2年(673年)5月癸丑(29日)に大錦上坂本財臣卒りぬ。壬申の年の勞に由りて、小紫位を贈ふ(天武2年5月條)

ここに記す大錦上や小紫の冠位は、26階の内7位からワンランク上がって6位の冠位に昇進したのであるが、この冠位制度は「(2)、小野毛人墓誌銘文-②」で述べたとおり、九州王朝が制定したものであり、この記事は九州王朝の史書である『日本紀』からの盗用であろう。

「壬申の年の勞」でいう「壬申の乱」は九州王朝内の大乱であり、その勞に報いたこととなる。

- ⑥ 天武2年(673年)2月丁巳朔の癸未(27日)に天皇、有司に命せて壇上を設けて飛鳥淨御原に即帝位す。(天武2年2月條)

天武は「八色の姓」による真人であって天皇位についてはいないし、大嘗祭もしていない(天智天皇も)。大和王朝で大嘗祭は文武天

皇から始まった。すなわち、

飛鳥淨御原に即位した人物は九州王朝の最高権力者であり⑤の冠位を与えた人物も飛鳥淨御原に即位した人物であり、九州王朝の最高権力者である。

- ⑦ 天智7年(678年)5月5日に、天皇、蒲生野に縱獵したまふ。時に大皇弟、諸王、内臣、及び群臣皆悉に従なり。(天智7年5月條)

同様の記事は『万葉集』(巻一)21番歌にもある。天皇を天智、大皇弟を天智の弟の天武のことであろうか。「壬申の乱」を含めて検証が必要である。

なお、『日本書紀』での日数の表示は「干支」で表示されているが、本記事は例外として「5日」と数字表示となっているのは、『日本書紀』編纂にあたって、採集した元史料が別々のもの(おそらく『日本紀』であろう。)が5日となっているのを『日本書紀』編纂者は検証することなくそのまま採用したためであろう。前述の「4-(3)野中寺弥勒像台座銘文」にも丙寅年四月大旧八日と、「八日」の表示がある。

④~⑦の記事とも九州王朝の史書からの盗用であろう。

5、薬師寺の建立

- ・「4-(4)薬師寺東塔擦管銘文」の論証
- ・拙著「新益京は九州王朝の終都」(『東海の古代』152号、平成25年4月)から、新益京の真正面に建立された薬師寺(本薬師寺)は九州王朝の寺院以外あり得ないであろう。

以上の説を合わせて考えると

薬師寺は九州王朝の飛鳥淨御原宮天皇の発願により建立した。

という結論となる。

*1 古田武彦著『壬申大乱』(初版:2001年10月、東洋書林)41~65頁参照

韓国地名（竹等）について
— 古代史覚書帳 —

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

石田敬一氏は、本誌151号（平成25年3月）の『韓国道路地図』の竹島において、韓国内の竹島及び竹と付した地名に関する考察を發表された。

今回、豊田市中央図書館に収蔵されていた『韓国地名総覧』*1で、地名状況を調査したので報告する。

調査した地域は、石田氏と同様に「全羅北道、全羅南道、慶尚南道」である。

また、「竹」以外にも、日本の風土に関係している「松・梅」関係地名についても調査した。

1 韓国地名

竹及び松・梅に付している地名は、別表1「韓国地名（竹・松・梅）一覧」のとおりである。また、その箇所数は表1「韓国地名（竹・松・梅）箇所」のとおりである。

なお、慶尚南道陝川郡に「伽耶面」という地名がある。古代の「伽耶」と同地域であろうか。

また、『韓国地名総覧』では、「竹島」の島名を行政区画名とする事例は見当たらなかったが、「全羅南道 咸平郡 落月面 竹島里」として「竹島」が1箇所あった。

2 同名地名

韓国地名には、同名地名が数多くある。その状況は、表2「同名地名一覧」のとおりである。

あまりにも同地名が多いのに驚きである。日本国内では、このように多くの同地名は無いと思う。特に、竹について詳しく調査すると「竹

表1 韓国地名（竹・松・梅）箇所

地域	竹	松	梅	計
全羅北道	19	36	5	60
全羅南道	56	90	13	159
慶尚南道	31	43	15	89
計	106	169	33	308
重複内数	(0)	(3)	(1)	(4)
重複外数	4	0	0	4
合計	110	169	33	312

※ 重複内数は「竹」が記載されている場合。
重複里名：松竹洞・里（3）、梅竹里（1）

林里」は、全体17箇所のうち全羅南道に7箇所と最多である。

なぜこんなに多いか不明である。考え得るに、古代は地域の独立性が強いので、各々の地域の地名がそのまま継続されたのではないだろうか？ と推測している。

3 参考

『韓国地名総覧』の凡例において、

近代国家として形成されたのは、西暦1392年7月28日で、国号を高麗と制定、施政方針をうち立てました。これを基本に、1975年9月23日、大統領令第7816号により洞の新設と管轄改編が行われました。

本書は上記の最新資料に準拠し、編纂いたしました。
(『韓国地名総覧』1頁)

と述べている。つまり、1975（昭和50）年に地名の改廃及び新設がなされたとのことである。それ故、明治時代の韓国地名資料が判明すれば、「竹島」についての地名がより明確になると思われる。

*1 『韓国地名総覧』：韓国書籍センター編集、1997年12月、韓国書籍センター

参考に、「全羅北道、全羅南道、慶尚南道」の略図を添付した。

また、韓国の行政区画の見方を、別表3「韓国の地方自治・行政区画制度について（抜粋）」として掲載した。

表2 同名地名一覧

竹		松		梅	
名称	数	名称	数	名称	数
竹林里	16	松亭里	14	梅谷里	5
竹山里	9	松山里	13	梅花里	3
竹田里	7	松峴里	7	梅月里	3
竹清里	4	松川里	6	梅溪里	2
竹谷里	4	松谷里	6	梅山里	2
竹川里	3	松鶴里	6		
竹洞里	3	松林里	5	5	15
竹亭里	3	月松里	5		
大竹里	3	松田里	4		
竹岩里	2	松岩里	3		
竹溪里	2	松溪里	3		
竹城里	2	松村里	3		
竹村里	2	松竹里	3		
花竹里	2	松汀里	3		
		大松里	3		
14	62	松基里	2		
		松月里	2		
		松湖里	2		
		松江里	2		
		松旨里	2		
		松泉里	2		
		松路里	2		
		松時里	2		
		新松里	2		
		青松里	2		
		鶴松里	2		
		南松里	2		
		盤松里	2		
		碧松里	2		
		茂松里	2		
		老松里	2		
		31	116		

※重複

松竹里	3
-----	---

7月例会報告
(愛知サマーセミナーの講義内容)

○ 縄文人も太平洋を横断した。

知多郡阿久比町 竹内 強

一万六千年前の青森県の貝塚から発見された土器は、人類がはじめて創った土器であった。これまでの考古学では、約八千年前メソポタミア地方から土器が生まれ世界各地に広がったと考えられていた。しかし、炭素14による年代測定の導入によってこの考えは一変した。日本を含む東アジア地域から発見される土器が際だって古いのである。

縄文土器の発明は、人類の一大飛躍であった。縄文人の生き方はヨーロッパの古代人、あるいは中国やアジアの大陸の人たちとは全く相容れない生活をしてきた。最も大きな違いは自然の中に自然と共存して生きていたことである。自然を自分たちの生活のために変えてゆくのではないということである。

縄文人の生活圏は、関東地方から東北地方にかけて広がっていた。近畿、中国、瀬戸内海に、縄文遺跡が少ないのは何故なのか疑問である。一つのヒントは九州南方海中の鬼界カルデラで起きた大噴火である。火山灰層は愛知県の南知多町の地層からも発見されている九州から西日本一帯は壊滅的な被害を受けたと考えられる。この時、多くの縄文人が海へと逃れた。それらの人々の中に太平洋を越えて南米エクアドル・ペルーへと出かけていった人たちがいたのではないだろうか。

エクアドル（バルデイビア）で発見された土器が縄文土器によく似ている。エストラダ・エバンス・メガーズ氏等の研究は、日本列島の縄文人が黒潮に乗って南米までやってきてこれらの土器を伝えたというのである。一方で同じ時期に、日本では、古田武彦氏が文献史学の立場から中国の史書「三国志『魏志』倭人伝」に登場する裸国・黒齒国は南米であろうと発表していた。医学界でも愛知県がんセンターの田島和雄疫学部長（当時）は、ウイルスの研究から日本列島の住民と南米山岳地帯のインデオとの関係を明らかにした。一方、ブラジルの寄生虫研

究グループは、四千年～二千年前の南米北中部のモンゴロイドのミイラ糞石から、日本列島に多く存在する寄生虫のミイラを発見した。驚くことにこの寄生虫は摂氏22度以下になると死滅するという。ベーリング海峡を越え、北から南下するルートは否定されたのである。これらの研究はお互い個別に行われたもので偶然にも結論が一致したものなのである。

縄文人が太平洋を越えて南米にまで出かけてゆき、更に日本に帰ってきて遠い世界の話伝えていた。驚くべき話ではないかと報告した。

○ 日本の原郷問題—高天原はどこか？—

名古屋市 加藤勝美

古代史上、最大の謎の一つである高天原の所在地についてできるだけかみくみだいて話をさせてもらった。その所在を探る唯一の文献は『古事記』であることを示した後、『古事記』の記す記述にしたがって、その所在地を追った。『古事記』は高天原を大は宇宙から小は小さな村に至るまで様々に記述していて一定していない。が、高天原に関連する神話の舞台は専ら出雲半島内に限定されている。

そして出雲半島はかつては島であり、このことから高天原の本源地は出雲半島内のどこかと考えざるを得ないことを示した。

○ 小野妹子は「遣唐使」として派遣された。

瀬戸市 林 伸禧

愛知県で使用されている中学校の歴史教科書には、小野妹子が遣唐使として派遣されたと記述されているので、『日本書紀』推古紀記事を中国史書『隋書』・『旧唐書』記事と対比させてその状況を説明した。

対比した結果、『日本書紀』では年代を隋時代としているが、記事内容は初唐時代である。

そのため、『日本書紀』編集者は、初唐時代の記事を12年繰り上げて、隋時代の記事として記述した。それゆえ、「小野妹子は遣唐使として派遣された」と考えるべきだと説明した。

○ 聖徳太子の謎（スライド）

名古屋市 石田敬一

初心者にもわかりやすいように、プロジェク

ターを使い、聖徳太子にまつわる謎について説明するとともに、多元史観の重要性を説いた。

主な項目は、次のとおりである。

- ・聖徳太子の名称・没年
- ・法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘文と逸年号
- ・遣隋使と遣唐使
- ・日出る処の天子
- ・冠位十二階
- ・倭国と日本国
- ・聖徳太子にまつわる謎ができた原因

8月例会予定

日時：8月18日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

9月例会：9月15日（日）名古屋市市政資料館

10月例会：10月20日（日）

例会は、9・10月とも第3日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」ご用意願います。